

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 基本指針

基本指針に定める事項に関し、商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業として地域経済の活性化に係るものを含むものとともに、商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する情報の提供その他必要な支援に関する事項を追加すること。

(第三条関係)

## 第二 経営発達支援計画

1 商工会又は商工会議所は、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であつて、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

一 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

三 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

四 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業

2 二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の商工会又は商工会議所は共同して経営発達支援計画を作成し、1の認定を受けることができるものとする。

3 商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施するところが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画

を作成し、1の認定を申請することができるものとする。

4 経済産業大臣は、提出された経営発達支援計画が、基本指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 経済産業大臣は、1の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

6 認定を受けた経営発達支援計画の変更の認定及び認定（変更の認定を含む。）を受けた経営発達支援計画の認定の取消しについて規定すること。  
（第五条及び第六条関係）

### 第三 中小企業信用保険法の特例

認定経営発達支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該認定経営発達支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用するものとする。

(第二十条関係)

第四 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

(第二十一条関係)

## 第五 附則

- 1 この法律の施行期日及び検討に関する必要な規定を設けること。
- 2 この法律の施行に伴う経過措置について必要な規定を設けること。
- 3 その他所要の改正を行うものとする。

(附則関係)